

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第1区分
【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2001-194284(P2001-194284A)

【公開日】平成13年7月19日(2001.7.19)

【出願番号】特願2000-6119(P2000-6119)

【国際特許分類第7版】

G 0 1 N 13/10

【F I】

G 0 1 N 13/10 C

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月23日(2004.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

図3のラスター走査法で、高分解能測定を行う場合には、X方法の走査単位及び、Y方向の走査単位の数を大きくする必要があるが、測定のスループットはY方向の走査単位の数と反比例の関係にある。つまり、X方向の1ライン走査毎の時間をtとすると、面内の全体の測定時間は、 $t \times (Y\text{方向の走査単位の数})$ となり、測定分解能を向上させるためにY方向の走査単位数を大きくすると、測定時間が長くなることになる。また、高速測定を行う場合は、Y方向の走査単位数を小さくする必要があり、このことは測定分解能を犠牲にすることになる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 0】

このようにマッピングされたデータの画素数が収集されたデータ点数より多い場合が請求項2に記載した、本発明での実施例であり、この例の場合擬似的に収集したデータ点数の4倍のマッピング画素数となる。